

日本政府の新型コロナウイルス感染症対策
(9月7日からの出国前72時間以内検査証明の見直しについて)

2022年9月5日
在ギリシャ日本国大使館

1 「水際対策強化に係る新たな措置(31)」により、9月7日(水)午前0時(日本時間)以降、日本政府が定めるワクチンを3回接種済みであることが確認できるワクチン接種証明書(注)を保持している方は、出国前72時間以内の陰性証明書の提出が不要となります。

(注) 日本政府が有効と認めるワクチン接種証明書の要件は、以下の厚生労働省ホームページでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_vaccine.html

2 有効なワクチン接種証明書を保持していない場合は、引き続き「出国前72時間以内の陰性証明書」の提出が必要となりますので、ご注意ください。

※なお、厚生労働省のQ&A(9月7日時点)によると、9月7日以降、有効なワクチン接種証明書を保持していない18歳未満のお子様については、有効な接種証明書を保持する同居する親等の監護者が同伴し、当該お子様の行動管理を行っている場合は、特例的に、有効なワクチン接種証明書を保持する者として取り扱い、当該監護者と同様の陰性証明書の免除が認められるとされています。(ただし、有効なワクチン接種証明書を保持していない18歳未満のお子様が単独で(接種証明書を保持する保護者の同伴なしで)入国する場合には、当該特例は認められないとされています。)

3 ファストトラックのご利用については、9月7日以降、MySOS Web または MySOS アプリでの検疫手続事前登録の際には、「ワクチン接種証明書」、または「出国前72時間以内の検査証明書」のいずれかの証明書の登録をし、審査完了になると、入国予定日の近い方から順次画面が青色(日本入国日前14日以内に青色区分の国(ギリシャ該当)に滞在し、入国する場合)に変わるようになります。

■ファストトラック：<https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/>

※ファストトラックは、証明書等の内容について日本入国前に事前審査を受けることができますので、入国時の検疫手続きがスムーズになります。是非ご利用ください。

4 本件詳細につきましては、以下のサイトをご確認ください。

■厚生労働省ホームページ

○令和4年9月7日午前0時以降の日本入国時の検疫措置

<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000985007.pdf>

○「水際対策強化に係る新たな措置」のQ&A(9月7日時点)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000945020.pdf>

■外務省ホームページ

○広域情報：新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（出国前検査陰性証明保持の見直し

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2022C073.html

在ギリシャ日本国大使館（領事部）

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp